

会 議 録

会議の名称	平成29年度第3回東村山市障害者福祉計画推進部会				
開催日時	平成29年11月6日(月)午後2時～4時				
開催場所	いきいきプラザ3階 マルチメディアホール				
出席者及び欠席者	<p>●出席者：</p> <p>(委員) 今井和之、郷家子、牛木信之、西尾佐知子、岡本やよい、根本信子、千葉光男、頓所恵子、阿刀田俊子、手賀清春、村上正人、瀬下健、星忍、福尚美、高橋千恵子</p> <p>(市) 河村健康福祉部次長 地域福祉推進課：新井課長、大塚主査 障害支援課：小倉課長、加藤課長補佐、宮本事業係長、東支援第1係長、後藤支援第2係長、福田給付係長 (コンサルティング業者) 株式会社IRS</p> <p>●欠席者： 中村一彦、高橋節夫、寺田健治</p>				
傍聴の可否	傍聴可能	傍聴不可の場合はその理由	/	傍聴者数	なし
会議次第	<p>1. 開会</p> <p>2. 挨拶</p> <p>3. 議事(報告)</p> <p>(1) 第5次障害者福祉計画について</p> <p>(2) 第5期障害福祉計画について</p> <p>4. その他</p> <p>5. 閉会</p>				
問い合わせ先	<p>健康福祉部障害支援課</p> <p>担当者名 加藤・宮本</p> <p>電話番号 042-393-5111 (内線3152・3166)</p> <p>ファックス番号 042-395-2131</p>				
会 議 経 過					
<p>1. 開会</p> <p>○委員15名の出席により過半数を超えているため会議が成立</p> <p>2. 挨拶</p> <p>○健康福祉部次長</p> <p>3. 議事(報告)</p> <p>○部会長</p> <p>議事を進める前に、傍聴者については随時これを許可したいと思いますのでよろしくお願いします。それでは、議事について、事務局より説明をお願いします。</p>					

(1) 第5次障害者福祉計画について

- ・地域福祉計画基本理念・基本目標について  
資料1及び資料2に基づき事務局より説明が行われる。

○部会長

策定委員会にはこの部会から、私と社会福祉協議会の高橋委員が委員として参加しました。委員会では様々な議論がなされましたが、例えば、多くの課題に対し、行政だけでは賄いきれなくなっている状況があり、既存の枠組みだけでは難しいのではないかといった意見や、現在の社会では他人に少し注意しただけで、トラブルになってしまったり、場合によっては命を落としてしまうような事件もあつたりして、人と人が触れ合うというのが本当に難しいといった意見もあり、福祉の分野でどのように取り組んでいったらうまく行くのかということを議論しました。それらを踏まえて、委員会で基本目標・基本理念を作成したものです。皆さんからご質問やご意見があればお願いします。

○委員A

「バリアフリー」という言葉が書かれている。策定委員会では「バリアフリー」という言葉をどういう意味で捉えて、ここに書いたのでしょうか。「バリアフリー」という言葉が普及し始めてから、視覚障害者には逆にバリアがたくさん作られたと感じています。

○事務局A

ご意見ありがとうございます。バリアについては、建物、制度、心、情報等、様々な考え方があり、それらに対してバリアフリー化を進めていかなければならないという意見が交わされました。

また、策定委員会の委員長からは、具体的な例として、道路を作る際にも車いすの方に配慮したバリアフリーと視覚障害者に配慮したバリアフリーは異なるということがあるので、様々な状況の方を考えながらバリアフリーについて考えなければいけないというご意見がありました。

○部会長

よろしいでしょうか。他になければ基本理念・基本目標については了解したということで進めたいと思います。次の議事について事務局から説明をお願いします。

- ・現行計画の確認

○事務局B

新たに障害者福祉計画を策定するにあたっては、最初にたたき台として、現行の計画をベースにした素案を作成することとなりますが、まずは本日、委員の皆様には、現行の障害者福祉計画の全文について、事務局が全文を読み上げますので、改めて内容の確認をお願いしたいと思います。

○事務局により第4次障害者福祉計画の全文が読み上げられる。

○事務局C

第5次障害者福祉計画においても、市がこれまで進めてまいりました各種の施策を

継続していく必要があることから、策定の手順といたしましては、ただ今読み上げました第4次の計画をベースといたしまして、近年の法改正や既の実施している施策等に関わる部分について文言を修正した、「計画の素案」をまずは作成してまいりたいと考えております。

また、障害者福祉計画は、市の他施策にも関係する計画であり、計画に記載している法令や施策は障害福祉以外の所管が担当するものも多数ございますので、各項目の文言は、他の関係所管に対し、再点検を依頼していく予定でございます。

以上、事務的に修正が必要となる部分については、事務局にて対応することを前提とさせていただいた上で、本日、委員の皆様には、現時点でこれまでの計画における文言の気になる部分や、時代の変化に伴って新たに盛り込んだ方がいいと思われる観点等があれば、素案の作成前にあらかじめお伺いしたいと思います。

次回11月27日の会議では本日いただくご意見を踏まえて素案をご提示させていただきます予定です。

○部会長

ここで、1時間が経過しましたので、10分間休憩を挟み、再開後にご意見をいただきたいと思っております。

(休憩)

○部会長

会議を再開します。ご意見があればお願いいたします。

○委員B

計画の111ページ、移送サービスの部分が気になります。障害者の移送サービスについて、社会福祉協議会に任せず、市でやってほしい。移送については他にも、多摩湖方面のコミュニティバス路線を市民が希望していると聞いているので、そういったことも充実してほしい。

○委員C

まず、計画の104ページ、就労支援体制の充実についてです。ここに「行政で採用する」という言葉を入れてほしい。東京都でも知的障害者を採用し始めたと聞いています。1名でも知的障害者を採用できないでしょうか。

次に108ページの自立支援を支援する福祉サービスの充実についてです。移動支援がここに含まれると思うが、時間数の拡大をお願いしたい。また、車を利用したサービスができないでしょうか。

次に、同じページのグループホームについてです。どれぐらい拡大するのか、この計画には数字が入っていない。

最後に、109ページ地域での保険・医療サービス体制の充実についてです。「訪問医療の周知拡大」といった文言をいれてほしい。以前、会議で質問したら、4か所の医療機関でやっているということを手伝って教えてくれたが、一般の方は知らないと思います。訪問医療を実施している医療機関について、もっと周知したほうが良いと思います。

○委員A

104ページの障害児教育の充実についてです。教育に携わる人にも、もっと教育

をしてほしい。そういったことが、いじめなどへの対策などにもつながると思う。

それとB委員からも意見があった移送サービスについては、埼玉県でやっている移送も参考にしてほしいと思います

#### ○委員D

108ページには精神障害者の退院を促進し、地域で生活するためのしくみづくりを検討すると記載されているが、ぜひ引き続き検討して、具体的なものを出してほしいと思います。

次に、110ページに記載されている、第三者評価の実施促進についてです。作業所は第三者評価を受けると市から補助金があるので、促進につながっていると思います。これは質問なのですが、第三者評価を受けていない事業所もあるのでしょうか。

#### ○事務局C

委員ご指摘の補助金は、東村山市障害者日中活動系サービス事業所運営費補助金のことだと思います。当該補助金は運営費を助成するために支出しており、第三者評価を受けると補助金の加算を受けられる仕組みですが、現在当該補助金を受けている事業所では、全ての事業所が3年に1回は第三者評価を受けられている状況です。

#### ○委員E

障害者自立支援協議会の相談支援部会でよく話題になるのが、障害者一人の問題だけでなく、小さな子どもがいるなど、家族を含めた問題についてです。家族を含めた問題は個別に担当者会議を開いて顔合わせができればまだ良い方で、現状なかなか包括的にアプローチする体制がありません。その辺りをもう少しやりやすくできるシステムがあればいいと思います。

#### ○委員F

103ページにある、障害のある方の理解の促進についてです。福祉教育の充実とありますが、子どものころから実際の障害者と触れ合って、理解を深め、学んでいける機会があれば良いと思います。

#### ○委員G

104ページの就労支援体制の充実についてです。障害者就労支援室のニーズ、特に精神障害者のニーズは増える一方と聞いています。また、困難な事例が増えているようです。更なる充実をお願いします。

それと、成人の障害者の就労後の居場所の充実をお願いしたい。現状、制度はありませんが、就労後の17時や18時まで等、大人の余暇を支援した場合に、補助を受けられるような制度があればいいと思います。

#### ○委員H

移送サービスの充実をお願いしたい。団体活動をするのに、ネックになるのは足の問題。移送サービスが充実すれば、もっと活動できる。

それと、難病と視覚障害など、障害が重複しているかたが、どれくらい不便を強いられているかを主眼に支援をしてもらえるとありがたいです。

#### ○委員I

地域サービス窓口到手話通訳者を置くなどの取り組みをしてほしいです。それと、

107ページの日常生活の利便性を高める機器等についてです。テレビの放送がアナログからデジタルに変わった時、私が使っている文字放送用のチューナーがアナログだったため、デジタルに交換できないかを市に相談しましたが、機器が壊れるまで使わなければならないと言われ、交換できませんでした。交換できるようにしてほしいです。

#### ○委員J

107ページの情報のバリアフリー化の推進についてです。当事者の親には情報がなかなか入ってこない現状があります。制度の周知が足りないのではないのでしょうか。理由の一つとして、家族が語り合える場がありません。最近は家族会に行っても集まる人が少ないという状況です。家族だけでなく、本人も孤立しています。例えばスポーツをやりたくてもどこに行けばいいのか分からない。今日改めて計画を読みましたが、書かれている取り組みが実際に行われているのか、分かっていないというのが本音です。

#### ○委員K

109ページの地域医療に関する福祉サービスの利用促進についてです。市内の重症心身障害児者の場合、多くは武蔵村山市の東京小児療育病院や東大和市の東大和療育センター、あるいは萩山駅近くにある国立精神神経医療研究センターが診てもらうこととなります。しかし最近、風邪など、ちょっと困ったときに診てもらおうと思っても全然予約が取れない状況で、非常に不便です。これまで、東村山市は近くに3カ所も専門的な医療機関があり、恵まれていると言われていたが、看護師不足なのか医師不足なのか、軽い症状では診てもらえなくなっています。

軽い症状を見てもらおうとして、近所の病院を改めて確認すると、なぜか2階にあったりするところが多く、重症心身障害児者は行きにくい。また、重度の方は家族も病院側が対応しにくいのではと、気が引けてしまったりします。計画には「適切な医療が受けられるよう」と書かれているので、風邪ぐらいだったら小さな病院でも診てもらえるような状況になるよう、市に対しても、医師に対してもお願いしたい。

#### ○委員A

障害者雇用に関することについて、追加で意見があります。国から指定されている雇用率を障害別で割ってほしい。障害別で割らないと、視覚障害者が働けない。近年、視覚障害者は職業の幅が狭まっています。障害ごとに雇用率を定めれば、全ての障害種別で万遍なく働けるのではないかと思う。

#### ○部会長

様々なご意見をいただくことができました。本日は意見を一通りいただくというのが目的でしたので、いただいた意見を踏まえて次回は事務局が素案を準備するということです。事務局から補足があればお願いします。

#### ○事務局C

ご意見ありがとうございました。計画についてのご意見の他、市への様々なご要望もいただいたかと思えます。障害者福祉計画は個別事業の詳細についてピンポイントに記載するものではなく、市全体の考え方として計画に示すものでございますので、ご要望に沿った記載がなかなか難しい面もありますが、事務局といたしましては、本日いただいたご意見から委員の皆様の気持ちを汲み取って素案に反映してまいりたい

と考えております。補足ですが、C委員からグループホームの整備について数値的な計画にしてほしいというご意見がございましたが、そちらはこの後ご説明する障害福祉計画の素案で出していくこととなりますので、よろしく願いいたします。

○部会長

それでは次回素案を確認するという事で、この議事は終わりにして次に進めたいと思います。

(2) 第5期障害福祉計画について

・国の指針について

○事務局より資料3及び国の基本指針概要資料に基づき説明が行われる。

○今井部会長

それでは続けて事務局から東京都ヒアリングの結果について説明をお願いします。

・都ヒアリングの結果について

○事務局D

先般10月30日に行われた第5期障害福祉計画策定のための東京都ヒアリングについてご報告させていただきます。

時間の都合もございますので、主な目標についてのみご説明させていただきます。

まずは、成果目標の施設入所者の地域生活への移行についてです。本市では、現在の第4期障害福祉計画において、平成26年度の施設入所者102人に対して3人と見込んでいるところです。平成28年度末時点の施設入所者数は105人であることを踏まえつつ、現在施設入所をされている方で、障害特性等を踏まえ地域移行できる方はすでに地域移行できている状況ですので、第5期でも3人と見込みヒアリングを行ったところです。都の担当者からも本市と同様の考えをお示しいただいたところですので、次回提示させていただく素案でも平成32年度末までの地域移行者数は3人として見込みたいと考えております。

次に、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築における市町村ごとの保健・医療・福祉関係者に協議の場の設置ですが、本市では、毎月1回保健所・精神保健福祉センター・精神科病院・グループホーム・相談支援事業所などで構成される「東村山市精神障害者ケア検討会」を開催していることから、既存の会議体での活用について都に確認をしたところ、国の指針にある構成メンバーで構成されていることを踏まえ、既存の会議体の活用が望ましいとのご意見をいただきましたので、次回の素案でお示しさせていただければと考えております。

総合相談や人材育成の研修等を行う「基幹相談支援センター」や重度の障害のある方が地域で安心して生活をするための拠点である「地域生活支援拠点」の整備については、現在、障害者自立支援協議会で協議を行っているところです。都からは引き続き障害者自立支援協議会を活用し、協議をお願いしたいとのことでした。

次に障害児に係る部分です。本市では、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所はすでに整備をしておりますので、設置済みと回答しました。

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置については、医療関係者や保健所、教育、福祉関係事業所が集まる「障害者自立支援協議会」を活用し、テーマとして協議会で協議を行うことで設置になるということ、都の担当者より伺いました。

ので、平成30年度に障害者自立支援協議会で協議を行い、設置とさせていただきたいと考えております。

今回の東京都のヒアリングにつきましては、成果目標及び活動指標等とも本市の実情などをお伝えし、引き続き事業を推進していただきたいとのことでしたので、次回お示しする素案には都とのヒアリング結果を踏まえた記載をさせていただく予定です。

#### ○部会長

国の指針と都のヒアリング結果を踏まえた素案を作成するということですね。皆さんからご意見、ご質問があればお願いします。これについては特に無い様ですので次の説明をお願いします。

#### ・東村山市障害者自立支援協議会からの意見について

#### ○事務局E

障害福祉計画について、市町村が計画の策定を行う際は、障害者総合支援法第88条8項により、協議会にあらかじめ意見を聞くよう努めなければならない、と定められていることから、平成29年10月19日に開催された、東村山市障害者自立支援協議会定例会において議題の一つとしてとりあげました。当日は、各委員から次のようなご意見がございましたので、ご紹介させていただきます。

まず、福祉施設入所者のから地域生活への移行についての意見を紹介します。施設側の職員体制が不足している点や親御さんの高齢化、障害の重い方や医療的ケアが必要な方を受け入れられる体制が整っていないことから、地域生活への移行が難しい現状がある。施設やグループホームにも良いところがあるので、必要な方については、引き続き、施設入所でよいのではないかという意見がありました。

次に、福祉施設からの一般就労への移行等についての意見を紹介します。福祉施設から一般就労を出すのは難しくなっている。現在、特別支援学校の卒業生のうち、一般就労できる方については、すぐに一般就労をされる方が多いため、就労継続支援B型を利用されている方を一般就労に結び付けることは、以前よりも難しい状況がある。

その他、一般就労したが職場環境や生活環境に馴染めずにいる方に対して、来年4月に創設される就労定着支援の役割が重要になってくるという意見がありました。

次に、グループホームについての意見を紹介します。知的障害者の方が利用する滞在型のグループホームが不足しているため、精神障害者の方が利用する通過型のグループホームに入れて欲しいとの意見が出ている。そのため、滞在型のグループホームを増やして欲しいという意見がありました。

次に、手話通訳者の養成についての意見を紹介します。聴覚障害者の社会参加が進む中、通訳依頼も増加している。中でも医療現場では同性の通訳者が求められる傾向が強い。東村山市では現状15名の通訳者のうち男性は1名のみとなっている。通訳依頼に応える意味からも男性通訳者の養成が求められるという意見がありました。

次に、ヘルパー従業員の不足、ヘルパー研修の実施についての意見を紹介します。ヘルパー従業員について、平日の夕方や土曜・日曜・祝日において依然として不足している実態がある。そのため、ガイドヘルパー養成研修を実施して、ヘルパー従業員を増やして欲しいという意見がありました。

以上のようなご意見をいただきましたので、参考としながら事務局にて素案を作成することとなります。これらについても、本日委員の皆様からご意見がございましたら、この場でお伺いしたいと考えております。

○部会長

協議会からは、かなり具体的な意見をいただいたということで、ご紹介がありました。これについて何かご意見はありますか。特に無ければ、その他について事務局からお願いします。

4. その他

○事務局C

市が委託により精神障害者の相談支援と地域活動支援センターを実施している、地域生活支援センターふれあいの郷が移転をいたしましたので、ご報告いたします。詳細について、ふれあいの郷の高橋施設長からご説明をお願いします。

○ふれあいの郷 高橋施設長

地域生活支援センターふれあいの郷は平成29年8月24日に本町へと移転いたしました。東村山駅から徒歩4分の場所です。先ほど他の委員から、精神障害のある方の居場所や家族が集まるところがない、というようなお話がありました。そういったニーズに対応するのがまさにふれあいの郷の役割ですが、これまでふれあいの郷は青葉町に所在し、駅からもバス停からも遠い場所にあったことに加え、平成の里の建物内にありましたので、ご家族等にはなかなかお声を掛けられずにいた状況がございました。新しい場所は広く、10時から18時まで開所しておりますので、ご家族の方もどうぞお越してください。ゆくゆくは家族で話せるような場も作ってまいりたいと考えております。お近くにお越しの際はぜひお立ち寄りください。

○事務局D

続きまして、事務局から次回の開催日についてご連絡いたします。既に開催通知にて通知済みですが、次回は11月27日に開催いたします。本日お伝えしておりますとおり、次回は計画の素案を事前資料としてお送りいたしますので、あらかじめお読みいただき、ご意見をいただきたいと思います。

○部会長

それでは、以上で本日の障害者福祉計画推進部会を終わります。お疲れ様でした。